平成２８年（フ）第４１号
石川県小松市南浅井町イ31番地　Ｓｅｙｎｙ南浅井Ａ102、従前の住所石川県白山市笠間町662番地２　コーポひまわりＢ棟107号室
債務者　早川　清二
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２８年（フ）第１００号
福井県鯖江市平井町第48号３番地１
債務者　加藤　武士
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１１２号
福井市若杉浜２丁目108番地　若杉浜プラザＡ棟
債務者　和田　幸子
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１１７号
福井県越前市芝原３丁目６番51号　紀谷マンション306
債務者　千葉　光昌
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２１号
長野県上伊那郡辰野町大字伊那富817番地
債務者　中條　和美
1　決定年月日時　平成28年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２８年（フ）第２１号
兵庫県養父市上箇448番地２、前住所兵庫県養父市八鹿町八鹿1787番地４
債務者　山名　浩子
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２８年（フ）第５２号
徳島県徳島市西新浜町１丁目５番38―304号ダイアパレス文理大南、旧住所徳島県徳島市八万町内浜145番地の１
債務者　西條　幸人
1　決定年月日時　平成28年６月２日午前10時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５７号
徳島県鳴門市鳴門町土佐泊浦字高砂14番地２なぎさ13号、旧住所徳島県鳴門市鳴門町土佐泊浦字高砂５番地　南海病院
債務者　野澤　賢治
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９１号
千葉県松戸市上本郷4093番地　ベルトゥリーヒルズ205号
債務者　小林　真悟
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１１０号
千葉県野田市山崎2702番地の19　グランシャリオ108
債務者　田口　敏江
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１５９号
千葉県柏市高田1392番地９
債務者　鍋島　禎侯
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１８９号
千葉県柏市豊平町１番14号
債務者　谷口　芳雄
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２１８号
千葉県松戸市五香２丁目28番地の33
債務者　横須賀卓朗
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２３７号
千葉県我孫子市柴崎台１丁目１番９号（107号）　ベルピア天王台第１―１
債務者　田邉　一樹
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２４８号
千葉県松戸市常盤平７丁目２番地　常盤平公団住宅２街区３棟402号
債務者　福原かずみ
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部